

一般社団法人日本マルシェ協会 規約

第1章 総則

(名称)

第一条 この会は、日本マルシェ協会という。英文名称は Marche Association-Japan (MAJ) とする。

(事務所)

第二条 この会の事務局は、東京都港区高輪 2-16-4 に置く。

第2章 目的および活動

(目的)

第三条 この会は、マルシェを通し、地域と都市の物の交流を図るだけではなく、人の交流を生み出し、現代における新たなコミュニティを創造する。また、活動を通して、日本の良さを再認識する機会を提供、次世代の日本を考え、世界に日本を発信する

(活動の種類)

第四条 この会は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う

1. マルシェに関する一般社会への広報・社会化活動
2. マルシェに対する信用・信頼を高めるための活動
3. 国、地方自治体との連携、協力を推進するための活動
4. 協会の連携・協力体制を図ることで業界全体を活性化する活動
6. 諸外国のマルシェ運営団体との交流、連携を行う活動

第3章 会員

(種別)

本協会の定める会員(幹事会員を除く)は次の3種とする。

(1) 正会員：本協会の目的に賛同して入会の申込みをし、理事会において入会を承認された個人、法人、団体など

(2) 賛助会員：本協会の目的に賛同し、本協会の事業を賛助するため入会の申込みをし、理事会において入会を承認された法人または団体など

(3) 自治体会員：本協会の目的に賛同し、本協会の事業に協力するため入会の申込みをし、理事会において入会を承認された地方自治体その他の行政機関及び

それらに準ずる団体など

(入会)

第六条

1. 本協会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出しなければならない。
2. 代表理事は、前項の申し込みがあったときは、入会の承認・不承認を決定し、これを入会申込者に対し通知する。
3. 第七条に定める会費の納入日を入会日とする。

(会費)

第七条

1. 会員は、次の会費を納入するものとする。
 - (1) 正会員 年額 無料
 - (2) 賛助会員 年額 一口 50000 円
 - (3) 自治体会員 年額 一口 50000 円
- 2 入会初年度の年会費は、以下の通りとする。
 - (1) 4 月～10 月の入会 各会員の年会費全額
 - (2) 11 月～3 月の入会 各会員の年会費の半額
- 3 入会初年度の年会費は、第 5 条第 2 項により代表理事からの入会を承認され、通知を受けた後、2 週間以内に納入しなければならない。
- 4 入会の翌年度以降の年会費は、当該年度が開始する前日までに納入しなければならない。
- 5 一旦納付された年会費は、その理由の如何を問わず返還しないものとする。

(会員の資格の喪失)

第八条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失し、会員としての一切の権利・義務を失う者とし、すでに徴収した会費は返戻しないものとする。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第九条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することがで

きる。

(除名)

第十条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この規約に違反したとき

(2) 本協会に許可なく、本協会の活動と関わりのない独自の商業活動を会員向けに行った場合

(3) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(4) 本協会に登録の情報に虚偽の内容がある場合

(5) 本協会又は本協会の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合

(6) 本協会の事業活動を妨害する等により本協会の事業活動に悪影響を及ぼした場合

(会員の特典)

第十一条

会員はこの会が主催するワークショップ、シンポジウム等のイベントへの参加の際に優待を受けたり、勉強会などの会員向け催しに参加することができる。また、この会が提供する会員向けサービスを使用することができる。

第5章 その他の事項

(事業計画及び予算)

第十二条 この会の事業計画及び予算は、事務局が作成し、総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第十三条 この会の事業報告及び決算は、事務局が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

(会則の変更)

第十四条 この規約は、総会の議決を受けなければ変更することができない。

(解散)

第十五条 この会は、その目的が達成されたとき解散する。

(委任)

第十六条 この規約の施行について必要な事項は、会長が会議の議決を経て別に定める。

附則

この規約は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。